

遺族・障害給付の設計に係る緩和措置 についての意見募集開始

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

- 今般、遺族・障害給付の設計について現行基準を緩和する内容の意見募集(パブコメ)が開始されました。
- 現行の認可基準を満たす制度に影響ありませんが、遺族・障害給付の設計を変更する際の自由度が増すものと思われます。(施行日:平成20年中)

意見募集内容はこちら

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495080036&OBJCD=100495&GROUP=>

確定給付企業年金法施行令第23条第1項第3、4号、「厚生年金基金の設立要件について(平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)第2六、七(1)」

変更イメージ

現行

老齢給付金の受給権者となったときに各人の

老齢給付金

遺族給付金¹

変更案

制度全体で

老齢給付金の総給付現価²

遺族給付金¹の総給付現価²

1 障害給付金についても同様。

2 各給付の発生確率を見込んだ総給付現価。一般的に死亡率や障害発生率よりも生存脱退確率の方がはるかに大きいため、老齢給付金を上回る遺族・障害給付金の設計が可能になると思われる。

以上